

公 告

坂井市春江町井向、坂井町五本、坂井町蔵垣内、坂井町西、坂井町東中野、坂井町大味、坂井町上兵庫、坂井町下兵庫、坂井町木部東、坂井町東荒井の一部を受益地域(別紙のとおり)とする農業用排水施設事業を県営土地改良事業兵庫川地区として施行することを申請するため、土地改良法(昭和24年法律第195号)第85条第5項において準用する第5条第3項の規定に基づく協議をしたいので、第85条第6項の規定によりこの旨を公告し、当該土地改良事業の計画の概要を縦覧に供する。

また、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、同条第7項の規定により意見書を提出されたい。

なお、縦覧に供すべき書類の名称、縦覧の期間および場所並びに意見書の提出方法等については下記記載のとおりである。

令和 7 年 9 月 1 6 日

県営土地改良事業施行申請人

住 所 坂井市坂井町下新庄 1 - 1

氏 名 坂井土地改良区
理事長

記

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業計画概要書の写し
- 2 縦覧の期間
令和 7 年 9 月 1 6 日から
令和 7 年 1 0 月 1 6 日まで
- 3 縦覧の場所
坂井市 産業政策部 農業振興課
坂井市ホームページ
- 4 意見書の提出方法等について
 - (1) 意見書の提出先
 - ①郵便 〒9 1 9 - 0 5 9 2
福井県坂井市坂井町下新庄 1 - 1
県営土地改良事業施行申請土地改良区
坂井土地改良区 理事長
 - ②ファクシミリ 0 7 7 6 - 6 7 - 7 5 1 4
 - (2) 意見書の提出期限
令和 7 年 1 0 月 1 6 日
 - (3) 意見書の提出上の注意
 - ①意見書の提出の方法は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。
 - ②意見書は公表する場合があるとともに、提出された意見に対して個別に回答は致しませんので、あらかじめご了承ください。
 - ③意見書には、個人にあつては住所・氏名・性別・年齢・職業を、法人にあつては法人名・所在地を記載してください。これらは発表させていただくことがあります。
 - ④電話での意見はお受けできません。